

地域医療連携推進法人の認定について

地域医療構想の実現を図り、安心安全の地域医療を将来にわたり安定的に確保することを目指し、新たな地域医療連携推進法人の認定について、御意見を伺うものです。

地域医療連携推進法人の認定について

1 概要

駿東田方構想区域において、高齢化が急速に進む状況の中で、質の高い効率的な医療提供体制確保に向け必要な医療連携推進業務を行い、地域医療構想の実現を図り、地域包括ケアシステムの構築に資するため、急性期から慢性期までの医療安定的に提供することを目的に、学校法人順天堂等が参画する一般社団法人静岡県東部メディカルネットワークが設立され、地域医療連携推進法人の認定を目指す。

2 法人の内容について

- (1) 名称 一般社団法人静岡県東部メディカルネットワーク
(主たる事務所 伊豆の国市長岡1129番地)
- (2) 医療連携推進区域 駿東田方保健医療圏
- (3) 医療連携推進事業
 - 1. 連携業務の効率化、診療機能等の機能分担に関する事業
 - 2. 大型医療機器の共同利用に関する事業
 - 3. 医療従事者の資質向上に関する共同研修
 - 4. 病床規模の適正化、機能分担と連携業務に関する事業
 - 5. 医師の確保、交流、派遣に関する事業
 - 6. その他、地域医療連携推進に関する事業
- (4) 参加法人

参加法人（医療機関）	
学校法人順天堂（順天堂大学医学部附属静岡病院）	
静岡県厚生農業協同組合連合会（JA 静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院）	
医療法人社団一就会（長岡リハビリテーション病院）	
医療法人社団慈広会（医療法人社団慈広会記念病院）	

- (5) 理事・監事の氏名、所属・役職名

	氏名	所属・役職名	医師等
理事	佐藤 浩一	順天堂大学医学部附属静岡病院長	○
	安田 勝彦	JA 静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院長	○
	松崎 研一郎	長岡リハビリテーション病院長	○
	伊藤 恵利子	医療法人社団慈広会記念病院長	○
監事	小野 隆宏	順天堂大学医学部附属静岡病院事務部長	—

3 設立日程

法務局での登記	5月21日
駿東田方圏域保健医療協議会 駿東田方圏域地域医療構想調整会議	7月2日
県医療対策協議会	7月26日
県医療審議会（法定意見聴取）	8月25日



地域医療連携推進法人の認定（県）

【地域医療連携推進法人制度】

地域医療連携推進法人は、医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供することにより、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として平成29年度に創設された制度である。複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保する。

令和3年4月7日現在、全国で26法人が認定され、本県では、「地域医療連携推進法人ふじのくに社会健康医療連合」の1法人が認定されている。

<地域医療連携推進法人制度活用する効果・メリット>

区分	項目	内容
法制度上	病床融通	病床過剰地域においても、地域医療構想の達成のために必要な病床融通を参加法人間で行うことが可能
	資金貸付	参加法人に対する資金貸付が可能
	出資	法人は一定の要件により介護サービス等を行う事業者に対する出資が可能
法人運営上	患者紹介・逆紹介の円滑化	カルテの統一化、重複検査の防止、スムーズな転院
	共同購入	医薬品・医療機器等の共同購入による経営効率の向上
	医療従事者の再配置	法人内の病院間において、医療従事者を適正に配置することが可能。

地域医療連携推進法人制度について（概要）

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人

理事会
(理事3名以上及び監事1名以上)

連携法人の
業務を執行

社員総会
(連携法人に関する
事項の決議)

意見具申（社員
総会は意見を尊重）

**地域医療連携
推進評議会**

認定・
監督

都道府県知事

意見具申

都道府県医療審議会

- 医療連携推進区域（原則地域医療構想区域内）を定め、区域内の病院等の連携推進の方針（医療連携推進方針）を決定
- 医療連携推進業務等の実施
診療科（病床）再編（病床特例の適用）、医師等の共同研修、医薬品等の共同購入、参加法人への資金貸付（基金造成を含む）、連携法人が議決権の全てを保有する関連事業者への出資等
- 参加法人の統括（参加法人の予算・事業計画等へ意見を述べる）

参画（社員）

参画（社員）

参画（社員）

参画（社員）

参加法人
(非営利で病院等の運営又は地域包括ケアに関する事業を行う法人)

(例)医療法人A
病院

(例)公益法人B
診療所

(例)NPO法人C
介護事業所

・区域内の個人開業医
・区域内の医療従事者養成機関
・関係自治体 等

- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定
(認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

地域医療連携推進法人について

順天堂大学医学部附属静岡病院

院長 佐藤 浩一

【2021年7月2日】

理念・運営方針

【理念】

- ① 人口減少、高齢化、過疎化が進む中で、静岡県東部において、継続的かつ安定的な医療提供が行われるよう地域の医療機関が一体となって医療提供体制の維持及び確保を図る。
- ② 地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすよう努める。

【運営方針】

- ① 病病・病診連携の強化を図り地域医療ネットワークの中心的役割を果たす。
- ② 参加法人が相互に機能（診療機能、病床規模）の適正化を図り、各種の業務連携を進め、良質な医療を効率的かつ安定的に提供できる医療提供体制の構築を図る。
- ③ 地域包括ケアシステムの構築を進め、地域住民が住み慣れた地域で、継続して適切な医療・介護・福祉及び生活支援等が受けられる体制を支援する。

医療連携推進業務

(1) 連携業務の効率化、診療機能等の機能分担に関する事業

- ・ 地域の医療機関との相互理解を深め、紹介・逆紹介等の医療提供をスムーズに行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 地域医療連携クリティカルパスを活用、患者情報の共有により医療提供の円滑化を図る。
- ・ ICTを用いた地域医療連携ネットワークを利用し、他の医療機関との迅速かつ適時適切な情報連携を行う。

(2) 大型医療機器の共同利用に関する事業

高額医療機器の重複投資を抑制することを目的に、参加法人間で共同利用を行う。

(3) 医療従事者の資質向上に関する共同研修

参加法人間で研修会を実施し、多職種連携のスキルを向上させる。

(4) 病床規模の適正化、機能分担と連携業務に関する事業

参加法人間では、病床過剰地域も非稼働病床などの融通を行うことが可能で、地域医療構想の実現に向け、病床規模の適正化を図ることができる。

(5) 医師の確保、交流、派遣に関する事業

各施設が安定的、積極的に医療提供を行うことができるよう、必要に応じて参加法人間で職員の派遣を行う。

(6) その他、地域医療連携推進に関する事業

主なメリット

1. 法制度上のメリット

- (1) **病床融通**：病床過剰地域においても、地域医療構想の達成のために必要な病床融通を、参加法人間で行うことを可能とする。

2. 法人運営上のメリット（医療連携推進業務の一例）

- (2) 紹介・逆紹介の円滑化 … 重複検査の防止、スムーズな転院。
- (3) 共同研修で専門性を高める。
- (4) 医師派遣・医療機器の共同利用 … 法人内の病院間で適正配置。

第1回駿東田方圏域保健医療協議会 第1回駿東田方圏域地域医療構想調整会議	資料 2	議題 2
---	---------	---------

令和3年度病床機能分化促進事業費補助金の実施について

本年度の病床機能分化促進事業費補助金について、下記の医療機関より申請がありましたので、御意見を伺うものです。

- ① J A静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院

- ② 伊豆赤十字病院

令和3年度病床機能分化促進事業費補助金の実施について（駿東田方圏域）

（健康福祉部医療局地域医療課）

1 概要

本年度の病床機能分化促進事業費補助金（財源：地域医療介護総合確保基金）を活用した「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備（施設・設備整備）」について、地域医療構想（在宅医療の支援や病床のダウンサイジングを含む病床の機能分化・連携の推進）の達成に資すると認められることから、以下のとおり実施したい。

2 実施事業

施設概要	病院名称	リハビリテーション中伊豆温泉病院	伊豆赤十字病院
	所在地	伊豆市下白岩	伊豆市木立野
	開設者	静岡県厚生農業協同組合連合会	日本赤十字社
	医療法上の許可病床数	285床 （一般113、療養172）	94床 （一般53、療養41）
実施事業	事業内容	各医療圏における病床規模の最適化のための施設整備 病床規模最適化 57床（285→228床） （一般113床→110床、療養172床→118床）	地域包括ケア病床の整備に必要な改修及び医療機器等購入 転換4床（22→26床）
	補助率	1/2以内	1/2以内
	補助所要額	627,000千円 （うち令和3年度188,100千円）	6,489千円
	摘要	令和3年度から5年度の3か年計画	令和元年度から地域包括ケア病床への転換を順次実施

（参考）病床機能報告の状況

		H28時点 (県計病床数最大)	R2現在	R07必要数 (2025年)
県計	許可病床数（休棟を除く）	32,469床	30,624床	26,584床
	うち回復期	3,804床	4,751床	7,903床
圏域	許可病床数（休棟を除く）	6,769床	6,554床	4,929床
	うち回復期	669床	968床	1,572床

※稼働病床数が0床の場合は、「休棟」としている。

また、医療機関からの報告が「休棟」の場合には、稼働病床数が入力されていても「休棟」としている。

新病院の位置関係

新病院: 県道伊東修善寺線(県道12号線)沿い

現病院からは約2km修善寺駅に近くなります。
(修善寺駅からは約3kmの距離)

(修善寺駅)



(現在地)